

インド特許法の基礎(第33回)

～特許権侵害～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

特許権者は、出願日から20年間、特許製品等を独占的に製造販売する権利を有する(第48条)。特許権者は、侵害者に対して、侵害訴訟を提起し、損害賠償、差止請求等の救済を求めることができる(第108条)。被疑侵害者は、特許無効の抗弁(第107条)、いわゆるボーラー条項及び並行輸入(第107A条)等に係る非侵害等を主張し、これに対抗することができる。以下、特許権侵害及び救済について概観する。

2. 特許権侵害

(1) 排他権

特許権者は、その承認を得ていない第三者による以下の行為を防止する排他権を有する(第48条)。当該排他権を侵す行為は特許権侵害を構成する。

- ・ 製品(物)の特許について、インドで当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為(第48条(a))
- ・ 方法の特許について、インドで当該方法を使用する行為(第48条(b))
- ・ 方法の特許について、インドで当該方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為(第48条(b))

(2) 権利解釈

(a) 文理解釈

特許権侵害の判断は基本的に文理解釈により行われる。文理解釈は、クレームに記載された発明と、被疑侵害製品又は方法を厳密に対比することにより行われる。被疑侵害製品又は方法がクレームの範囲に含まれている場合、特許権侵害が成立する。

(b) 目的論的解釈／ピスアンドマロー (pith and marrow)

厳密な文理解釈による特許権侵害が成立しない場合であっても、その権利範囲が不当に狭い場合、発明者の意図及び発明の目的を考慮した目的論的解釈が行われる¹。また、権利範囲を拡張解釈する手法として、明細書及びクレームの記載に拘泥せず、発明の神髄 (pith and marrow) を検討すべきとする“ピスアンドマロー”手法がある²。

1 F. Hoffmann-La Roche Ltd, ... vs Cipla Ltd., Mumbai Central